

坂井市開発登録簿閲覧規則

平成20年 3月28日
規則 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条の規定に基づき、坂井市開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 登録簿の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、建設部都市計画課に置く。

(閲覧時間)

第3条 登録簿の閲覧時間は、坂井市役所の執務時間中とする。

(閲覧手続き)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書（別記様式）に必要事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

(閲覧所以外の場所における閲覧の禁止)

第5条 登録簿を閲覧する者は、閲覧所以外の場所でこれを閲覧してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前条の規定に違反した者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがある者

(3) 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

(4) 登録簿の閲覧に際して、係員の指示に従わない者

(閲覧後の義務)

第7条 閲覧を終わった者は、閲覧した登録簿の査閲を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

開発登録簿閲覧申請書

年 月 日

坂井市長 殿

住所
職業
氏名

印

下記のとおり坂井市開発登録簿の閲覧を申請します。

記

開発許可番号	
開発許可を受けた者の住所氏名	
開発区域に含まれる地域の名称	
閲覧理由	
備考	